

# 第1章「基本指針」の策定にあたって

## 1. 策定の背景

### (1) 国内外の動向

国際連合は、昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」を採択し、「すべての人類社会の構成員固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを宣言しました。宣言から60年を経た今日、この宣言の基本的な考え方は、国際社会において幅広く支持され、人々の間に定着しつつあります。

この間、国連は、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」など、差別の解消を目的とした23におよぶ人権に関する条約や宣言を決議し、加盟国に批准・承認を求めてきました。

しかし、こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに地球上には、民族紛争による人種差別や女性差別による人権侵害など、解決しなければならない数多くの人権問題が存在しています。

このような状況を踏まえ、国連は平成6年(1994年)に「人権教育のための国連10年」(1995年～2004年)とする決議を行い、具体的なプログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

さらに、国連では世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を平成17年(2005年)から開始することを採択しました。

こうしたことから、今日では「人権尊重」は人類普遍の最重要課題として政策に盛り込むなど、人権保障の確立が国際社会の大きな潮流となっています。

わが国では、昭和21年(1946年)に「基本的人権の尊重」を基本理念の一つとする日本国憲法が制定されて以来、基本的な人権を保障するための様々な取り組みが行われてきました。

近年においては、平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が施行されるとともに、国連における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、国は「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定し、あらゆる場を通じて人権教育を推進すること、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組

---

みを強化すること、また各分野別重要課題への対応が明らかにされています。

また、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国や地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに必要な措置を定めています。さらに、国は同法に基づき、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しています。

このほかにも、男女平等の分野では、「男女共同参画社会基本法」の制定や「配偶者暴力防止法」の制定・改正、「男女雇用機会均等法」の改正など、高齢者の分野では、「高年齢者雇用安定法」の改正や「高齢者虐待防止法」の制定など、障害の分野では、「障害者基本法」の改正や「障害者自立支援法」の制定など、子どもの分野では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の制定・改正や、「児童虐待防止法」の制定・改正、「児童福祉法」の改正など、その他の分野では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定をはじめ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定、「犯罪被害者保護法」の制定、「犯罪被害者等基本法」の制定、「個人情報保護に関する法律」の制定、「性同一性障害者性別特例法」の制定、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の制定、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の制定など、人権を保障するための様々な法整備を図ってきました。

## (2) これまでの本市の取り組み

本市では、平成6年(1995年)に「人権都市宣言」を行い、翌年に「太宰府市人権都市宣言に関する条例」を制定し、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決の取り組みを進めてきました。

また、平成9年(1997年)の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の方針を受けて、平成13年(2001年)に「太宰府市人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、「今日もなお、深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する予断や偏見による人権侵害について」その課題解決と今後の方針をまとめました。この計画を受けて、平成15年(2003年)に「人権教育のための国連10年太宰府市実施計画」を策定し、様々な施策を進めてきました。

さらに、平成18年(2006年)から始まった「第四次太宰府市総合計画後期基本

---

計画」の中で、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」を重要施策の一つに位置づけ、すべての市民の基本的な人権が尊重される社会の実現を目指して、市民の日常生活に密着したあらゆる場において人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識を高めるべく各施策に取り組んできました。

## **2. 基本指針策定の趣旨**

### **(1) 新たな人権施策の必要性**

これまで本市においては、様々な人権課題解決のため人権施策を実施してきました。しかしながら、昨今の社会状況の変化を背景として、本市においても高齢者虐待、児童虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンス(※1)など深刻な人権侵害が生起しており、また、部落差別事象なども依然として後を絶たない厳しい現実があります。

家族の機能が衰退し、地域社会の崩壊が進みつつある現代社会において、これらの問題を解決するため、個々の対処・方策が必要であることは言うまでもありませんが、総合的な視点からの取り組みが展開されない限り、根本的な解決を図ることは困難です。こうした状況から、行政責務として市民的権利や市民的自由の侵害などの問題解決を図っていくために、新たな「人権尊重のまちづくり」の人権施策の取り組みが必要です。

### **(2) 総合行政としての「基本指針の位置づけ」**

「太宰府市人権尊重のまちづくり基本指針」(以下「基本指針」という)は、「人権尊重のまちづくり」の推進にあたっての、人権行政の基本理念を明らかにしたうえで、人権尊重を基礎とした施策の企画・運営システムなどを確立し、将来を見通した総合的な行政を進めていくべく、基本的な考えと方向性を示すものであります。

また、行政及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する行政の総合的な推進を図り、時代に即した実効性のある人権行政を積極的に推進していくため「基本指針」を策定するものです。